

〔改善措置状況〕

令和元年6月25日
近畿管区行政評価局

車いす使用者に配慮した京都御苑内のバリアフリー化 の更なる推進について

－行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに対する回答－

総務省近畿管区行政評価局（局長：水上 保）は、次の行政相談を受け、民間有識者で構成する行政苦情救済推進会議（座長：藪野 恒明 元大阪弁護士会会長）に諮り、同会議において示された意見を踏まえて、平成31年3月26日、環境省京都御苑管理事務所に対して、あっせんを行いました。この結果、平成31年4月26日付けで回答がありました。

【行政相談の要旨】

京都御苑には砂利が敷設され、車いす等の走行に支障を来す箇所があるので改善してほしい。

【当局のあっせん内容】

1 苑路

- ① 車いす対応苑路（散策苑路及び舗装済み苑路）については、必要に応じて舗装等が施されるなど、バリアフリー化の措置が講じられているが、閑院宮邸跡の車いす対応苑路は、砂利の量が多く車いすでの走行がしづらい箇所がみられるので、このような箇所について砂利を薄層にするなど適切に維持管理を行うこと。
- ② 賀陽宮邸跡付近の車いす対応苑路は、他の車いす対応苑路から離れた場所に整備されており、車いすでのアクセスが困難であるため、連続した苑路となるよう対処すること。
- ③ 京都御所や京都迎賓館のほか京都御苑内の施設等は、バリアフリー化に向けた取組がなされているが、これら施設等に接続する苑路は、砂利の量が多く車いすでの走行がしづらい箇所がみられるので、砂利を薄層にするなど動線の連続性を確保するための対応をとること。
- ④ 主苑路はバリアフリー化のための検討がなされているものの、具体の措置が講じられておらず車いすでの走行がしづらい箇所については、舗装又は砂利の薄層等の措置を講ずること。
- ⑤ 中立売休憩所に配備されている3台の車いすについてニーズを調査・検証し、配備場所及び台数を見直すこと。

2 案内表示

車いす対応苑路は、バリアフリー化が図られ、また、桃林、梅林、小川、歴史的遺産等苑内施設の利用を促進するモデルルートとして位置付けられていることから、京都御苑の各入口14か所に設置されている案内板及び12基の案内石柱への車いす対応苑路の明示や、車いす対応苑路への方向指示標の設置などにより、来苑者に対する現地での周知を図ること。

3 駐車場

中立売西駐車場及び清和院東駐車場に、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)に基づく、建築物移動等円滑化基準、建築設計標準等の基準を満たす車いす利用者用駐車施設等を整備すること。

【環境省京都御苑管理事務所の回答】(注：項目番号は、当局のあっせん内容に対応して付与)

1 苑路

- ① 委託事業により週に 1 回は清掃により砂利の敷きならしを行い、車いす対応苑路に砂利が堆積しないよう措置を実施している。
- ②、③、④ 一般的な都市公園と異なり、国民公園という特質により、歴史的な景観も重要視しつつ、バリアフリー整備の必要性も考慮して管理を行っている。また、その整備方針については、事務所単独ではなく、多様な関係分野の専門家の意見を踏まえて決められたものであり、バリアフリーの観点でのみ整備計画(注 1,2)を変えることはできない。なお、平成 31 年度より整備計画の再検討を予定しており、本あっせんも一意見として参考とし、しかるべき場にて議論を行った後に整備方針を再整理し、それに則った整備を実施する予定。
- ⑤ 利用の現状を随時確認し、必要に応じて台数等の見直しを検討する。

2 案内表示

案内板等はその用途によって、限られたスペースに何を優先的に掲載するのかを決めている。石柱等の案内板については、苑内全体の配置情報がわかりやすいように情報を絞り込んでおり、現時点で再整備の予定はない。

なお、上述の整備計画の再検討を踏まえ、案内板も今後整備を実施する予定。

3 駐車場

中立売駐車場については、平成 30 年度に国土交通省支出委任による整備工事により、法令に基づく駐車施設を整備済み。清和院駐車場も併せて、多目的駐車スペースを整備済み。

(注)1 「整備計画」とは、京都御苑の整備等に関する基本的な考え方として、学識者等で構成された検討作業委員会での検討等を基に、平成 20 年 3 月に策定された「京都御苑庭園基幹施設再整備基本計画」のことである。同計画の基本方針の中で、重点的に取り組む事項の一つとして、「バリアフリー(車いす利用等)対策」、継続的に取り組む事項(検討事項含む)の一つとして、「バリアフリー対策推進の観点から、苑路砂利敷の管理や整備のありようについて検討する」とされている。

2 当局は、平成 31 年 3 月 26 日のあっせんにより、京都御苑管理事務所に対し、「整備計画」の変更についてではなく、車いすで走行しづらいとみられる箇所についての砂利の薄層化や適切な維持管理等を求めている。このため、同事務所の回答を受けて、あらためてあっせんの趣旨を連絡している(令和元年 5 月 30 日事務連絡)。

【本件の問合せ先】 近畿管区行政評価局 首席行政相談官室(藤田) 電話：06 - 6941 - 8166